

ケアサポーター活用支援事業

概要

- 介護事業所における専門的業務（身体介助等）と周辺業務（雑務）を介護職員が提供
 - 介護職員の負担増 → 離職 → 人材不足により更なる負担（悪循環）
- ★ ケアサポーター（介護助手）の導入し、介護職員が業務へ専念できるように業務改善を目指す
- ★ 介護職場への多様な人材（元気な高齢者や就業可能な障がい者、主婦層など）の参入も促進

補助対象

- ・ ケアサポーターを3か月継続雇用
 - ・ 雇用による業務改善状況や分業の課題等について報告
- 左記条件を満たした事業者が補助対象
- 対象施設：介護サービス事業所のうち、入居系・通所系サービスを実施している事業所

補助額 1人あたり最大12万円

※雇用期間が3か月以上の場合、補助額を満額交付
※報告された改善状況や課題等については、他事業所へフィードバック

事業イメージ

